

解説

イタリアの年金ジャングルと 制度改正

大蔵省大臣官房会計課課長補佐

前・在伊大使館一等書記官 藤川 鉄馬

1. 所得ジャングル

イタリアの年金制度は、その起源は1890年代に遡る。しかし、今日の制度としては、職業の種類（カテゴリー）に応じ、多くの年金制度が存在しており、かつそれぞれの制度間の年金取扱いには大きな格差がある。

イタリアでは、単に年金制度の格差のみならず、職業毎の所得の余りにも大きな格差が問題とされる。例えば、職業の中でも金融機関、化学部門の賃金水準は非常に高い。これに対し、商業従事者、及び公務員は著しく低い。特に公務員の場合には、かって日本でいわれたように、かつそれ以上に、「安月給」の代名詞となっている。その意味で、公務員というと、常に一種の哀みの感すら持たれている。

公務員の中でも、所得水準に大きな格差がある。第1表は、各種の職業の年間所得を示したものだ。同表によれば、公務員の退職時（65才）の年間所得は、下院の職員の新卒者の初任給の年間所得にほぼ同じである。1975年の秋に、国会に勤めるタイピスト嬢の賃金が月額100万リラを越していることが明らかとなった。各省の局長クラスの給料が70万リラ程度である。このときには、下院議長の辞任まで取り沙汰された。

このように職業カテゴリー間において賃金の格差が著しい状況を、イタリア

表1 年間の俸給額の比較

| | 初任給 | 退職時 |
|-------|--------|----------|
| 各省の職員 | 332万リラ | 1,289万リラ |
| 裁判官 | 439 | 1,944 |
| 中央銀行 | 622 | 2,583 |
| 下院の職員 | 1,121 | 3,566 |
| 上院の職員 | 960 | 3,706 |

では、「所得ジャングル」（giungla retributive）といわれる。ジャングルの中は、余りにも複雑であり、奥に入れば入るほど、何が何だか判らなくなるからだ。

賃金ジャングルの問題は、議会でも問題視され、そのための調査委員会（通称 Comissione Parlamentare di Indagine sulla Giungla Retributive といわれる）が設けられた。委員会は、1977年秋に、所得ジャングルに関する報告書を出した。その報告は、年金制度の格差にも触れている。年金制度も、やはりジャングルの状態なのだ。

2. 年金ジャングル

表2は、議会の調査委員会が明らかにしたイタリアの各種年金制度間の諸条件の差（年金ジャングル）を示したものだ。この表は、イタリアの各種年金制度の格差を示したもので、非常に貴重なものと考えられる。

イタリアの年金制度の中で最も大きなものは、INPS（全国社会保険機構、Istituto Nazionale della Previdenza Sociale）の従属労働者（lavoratore dipendente）のための年金制度である。年金加入者は1,200万人に達する。INPSには、そのほか、電力、電話、航空パイロット、直接農耕者（coltivatore diretto）などがある。国家公務員、地方公務員の年金は、国庫省（Ministero del Tesoro）が扱う。また、ジャーナリスト、宗教関係者、医者などは独自の制度を有している。

さて、これら各種制度間の年金の取扱い上の不平等（sperequazione）

di trattamento pensionastico) を表 2 によって眺めてみよう。

まず第 1 は、拠出保険料の問題である。同表に見るように、各制度間において、拠出保険料率が異なる。さらに使用者 (datore di lavoro) と労働者 (lavoratore) の間の、保険料負担割合 (aliquote contributive) にも差がある。

第 2 は、老令年金 (pensione di vecchiaia) の水準の問題である。INPS の従属労働者の場合には、最終の所得 (正確には最終10年間のうちの最も高い 3 か年の所得の平均) に対し、拠出年数 (anno di contribuzione) 1 年毎に 2 % が保障される。最高は、拠出年数 40 年に対し、80%まで保障される (本誌 No 42, P 12においては、最後の 5 か年のうちの最も高かった 3 年の平均賃金額を基礎に、拠出年数 $1.85\% \times 40$ 年 = 74% が保障されると記載されているが、これは 1976 年より上記の如く改正された)。これに対し、国家公務員の場合には、最終所得 (文字通り、最終 1 年間の所得) に対し、拠出年数 1 年につき 2.36%, 最高 40 年, 94.4% まで保障されるとする (この点については、Il Trattamento di Quisienza, Editrice Espansione によれば、保障割合は、1 年につき 1.8 %, 最高 80 % としており、恐らくは、この方が正しいのではないかと思われる。) 航空パイロットの場合には、拠出年数 1 年につき 3.3 %, 最高 33 年で 100 % 保障される。

第 3 が、老令年金の受給開始年金 (età per la pensione di vecchiaia) の差である。これも職業カテゴリーによって異なり、男子の場合で、一般的従属労働者の場合には 60 才、国家公務員で 65 才、航空パイロットの場合では、何と 45 才である。パイロットの場合に受給開始年令が若いのは、45 才を過ぎると、航空機操縦の技術上の問題があるからとされるからだ。なお、老令年金の受給資格とされている拠出年数は、殆どの制度で、15 年とされている。

第 4 は、特別老令年金 (pensione di anzianità) の受給資格の差である。特別老令年金とは、例えば、一般的従属労働者の場合に、老令年金の受給開始年令 60 才に満たない場合でも、保険料の拠出期間が 35 年あれば、受給資

格が発生するというものだ。この受給資格をみると、最も長期を要するのが一般従属労働者の場合の 35 年であり、これが国家公務員の場合には 30 年、女子の場合には 15 年ないし 20 年とされている。

そして、第 5 として、最も重大な問題は、拠出する保険料の額と受け取る年金額との関係だ。表 3 を見て頂きたい。同表は、INPS の中における従属労働者、直接農耕者、手工業者 (artigianti)、及び商人 (commercianti) の各年金制度について、それぞれの保険料 (contributi) の収入額と各種年金の支給額 (prestazione) とを比較したものだ。これによると、従属労働者の場合には、保険料収入額に比し年金支給額の方が少し上回っているものの、概ね見合っている。これに対し、直接農耕者、手工業者、商人の場合には、年金支給額が保険料収入額を大幅に上回っていることが判る。

なお、イタリアの場合の年金財政は、積立方式 (metodo di capitalizzazione) ではなく、賦課方式 (metodo di ripartizione) によっている。

第 6 に問題となるのは、1 人当たりの年金受給額の大きな差だ (表 2 の最右欄)。パイロットの場合には、そもそも給与が高いうえ、年金の保障割合が高いことから、群を抜いて受取り年金額が高い、なお、国家公務員と INPS の従属労働者年金との場合にも、大きな格差がある。これは、主に、傷害年金 (pensione di invalidità) の差による。即ち、従属労働者年金の場合には、一般的な障害年金の制度が存在するのに対し、国家公務員の場合には、職務上の傷害年金しか存在しない。これは、要は、日曜日の街の散歩の途中に自動車に轢かれ、傷害を受けたときに、従属労働者の場合には傷害年金が貰えるのに対し、国家公務員の場合には貰えないことを意味する。さらに、従属労働者年金の場合には、傷害年金の濫受領が著しい。僅かな怪我でも、いろいろなコネを使って、傷害年金を貰う悪弊がある。例えば、ローマの市営バスの運転手が、盲人の傷害年金を支給を受けているという報道もされている。このために、従属労働者年金の平均受給年金額は低くなっている。同様な傾向は、直

表2 イタリアの各種年金制度の比較

| 年金制度 | 被保険者数 (1,000人) | 年金受給者 者 数 (1,000人) | 拠出保険料率 (%) | | 老令年金(注1) | | | | 特別老令年金 の受給に必要な保険料拠出 期間(注3) | 1977年に おける月額年 金支給額の 平均 (1,000リラ) | | |
|--------------|-------------------|--------------------------|---------------|-------------------------|-----------------------------|-------------------------|------------------|---------------|----------------------------------|--|--|--|
| | | | 支給額計算の考え方(注2) | | 最終所得に対 する保障割合 の最 高 | 左の場合の保 険料拠出年数 男/女 | 受給開始年令 男 女 | 保険拠出 年数の最低 | | | | |
| | | | 労働者負担 | 使用者負担 | | | | | | | | |
| INPSの従属労働者年金 | 12,000 | 8,021 | 7.15 | 16.61 | 80 % | 40/40 | 60 55 | 15 | 35 | 98 | | |
| 国家公務員 | 1,921 | 820 | 7.00 | — | 94.4 | 40/40 | 65 65 | 15 | 20~15 | 280 | | |
| 地方公務員 | 966 | 255 | 5.30 | 17.70 | 100 | 40/40 | 60 60 | 15 | 25 | 280 | | |
| 電力事業従業員 | 115 | 48 | 4.00 | 18.10 | 88 | 35/30 | 65 60 | 15 | 35 | 420 | | |
| 電話事業従業員 | 75 | 13 | 4.80 | 14.20 | 90 | 36/40 | 60 55 | 15 | 35 | 260 | | |
| パイロット | 4.5 | 0.4 | 5.00 | 10.00 | 100 | 33/33 | 50~45 50~45 | 15 | 25 | 1,100 | | |
| 鉄道員 | 133 | 66.5 | 6.25 | 17.75 | 90 | 36/40 | 60 55 | 15 | 35 | 235 | | |
| 企業管理者 | 75 | 13 | 5.00 | 14.10 | 80 | 30/30 | 65~60 60~55 | 15 | 35 | 800 | | |
| ジャーナリスト | 7.65 | 2.2 | 5.00 | 14.10 | 80 | 30/30 | 60~55 55 | 15~20 | 30 | — | | |
| 直接農耕者 | 2,121 | 2,167 | 一定額 | 拠出保険料 の額に応じ る(注4) | — | — | 65 60 | 15 | 35 | 78 | | |
| 手工業者 | 1,645 | 525 | 一定額 | — | — | 65 60 | 15 | 35 | 75 | — | | |
| 商人 | 1,516 | 475 | 一定額 | — | — | 65 60 | 15 | 35 | 74 | — | | |
| 宗教関係者 | 33 | 10.5 | 一定額 | 特殊な基準 | — | 65 60 | 15 | 35 | 84 | — | | |
| 幼稚園教諭 | 27 | 3.5 | 5.30 | 13.20 | 100 % | 40/40 | 60 60 | 15 | 25 | 250 | | |
| 医療関係従業員 | 60 | 17 | 9.00 | 17.70 | 100 | 40/40 | 60 60 | 15 | 25 | 300 | | |
| 司法関係従業員 | 3.5 | 1.4 | 一定額 | — | 100 | 40/40 | 60 60 | 15 | 25 | 270 | | |
| 興業関係従業員 | 105 | 29.4 | 5.7~5.45 | 13.5~13.0 | 80 | 40/40 | 60~45 55~40 | 15~20 | 35~30 | 145 | | |

(資料) Mondo Economico, 23 Settembre 1978.

- (注) (1) 老令年金とは、pensione di vecchiaia の訳である。
- (2) 支給計算額の考え方とは、例えば、INPSの労働者年金の場合では、40年の保険料の拠出期間がある場合には、最終所得(INPS の場合には、過去10年間のうちの最も高い3か年の平均)の80%が支給されることを示す。
- (3) 特別老令年金とは、pensione di anzianità の訳である。INPSの場合について云えば、60才に満たない場合にも、35年間の保険料の拠出があれば、同年金の受給資格が発生する。
- (4) 直接農耕者(coltivatori diretti)、手工業者(artigiani)、商人(commercianti)の場合には、年金支給額は、所得を基準とすることなく、拠出された保険料を基礎(coibributi-base)に計算される。

表3 拠出保険料額と年金支給額との比較

(単位: 10億リラ)

| 年 | 従属労働者 | | 直接農耕者 | | 手工業者 | | 商人 | |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 拠出保険料 | 年金支給額 | 拠出保険料 | 年金支給額 | 拠出保険料 | 年金支給額 | 拠出保険料 | 年金支給額 |
| 1960 | 556 | 583 | 26 | 69 | 8 | 2 | — | — |
| 1965 | 1,254 | 1,558 | 23 | 219 | 11 | 26 | — | — |
| 1970 | 2,400 | 2,481 | 17 | 445 | 22 | 69 | 24 | 49 |
| 1971 | 3,151 | 3,127 | 13 | 535 | 23 | 90 | 23 | 73 |
| 1972 | 3,042 | 3,578 | 19 | 619 | 35 | 106 | 25 | 86 |
| 1973 | 3,650 | 4,231 | 13 | 734 | 25 | 134 | 26 | 112 |
| 1974 | 4,681 | 5,398 | 30 | 1,034 | 51 | 202 | 48 | 174 |
| 1975 | 6,024 | 6,854 | 100 | 1,575 | 126 | 334 | 114 | 286 |
| 1976 | 8,194 | 7,132 | 110 | 1,653 | 148 | 377 | 143 | 331 |
| 1977 | 10,057 | 8,425 | 117 | 1,924 | 170 | 444 | 163 | 392 |
| 1978 | 11,481 | 11,865 | 131 | 2,352 | 200 | 567 | 191 | 499 |
| 1979 | 12,859 | 14,113 | 140 | 2,688 | 227 | 666 | 217 | 585 |
| 1980 | 14,136 | 15,969 | 147 | 2,394 | 247 | 957 | 236 | 663 |

(資料) 伊経団連調査部(Centro Studi della Confindustria)(Mondo Economico誌, 29 luglio 1978)及びFabio Magrino e Mario Moiragki「年金闘争」(La battaglia delle pensioni), 同誌 23 Settembre 1978。

(注) 1977年から1980年は推計額。

接農耕者、手工業者、商人の場合には更に著しい。なお、イタリアの年金受給額に関し、此村友一『高齢社会の構図』(ぎょうせい社)P 211においては、「制度の仕組みとしてはかなり高い水準が保障されて<いるが>、現実の年金水準は、制度の未成熟という理由により、<受給額が低い>」(傍点は筆者)とする。しかし、イタリアの年金水準は、制度的には成熟しているのであって、平均年金受給額が低いのは、傷害年金の濫受診、即ち、運用上の問題によることを附言する。

3. 年金制度の一本化

以上記した如く、イタリアの年金制度は、ジャングルの如く複雑であり、かつ制度間の格差が著しい。

のみならず、年金財政の赤字額の増大は、最近、著しくなってきている。その状況は、表3でも明らかな通りであるが、さらに、INPS全体の将来における収支見込みは、第4表の通りである。財政面の説明は、紙数の都合から本稿では割愛するが、従来においては、INPSの経営はうまくいっていたが、1974年からは恒常に赤字となり、さらに今後においては、放置しえない状況にまでなろうとしている。

このような観点から、1978年10月、労働厚生大臣(Ministro del Lavoro e delle Previdenza Sociale)のスコッティ(Scotti)は、年金制度改革のための法案を議会に提出した。本法案は、25条、67,000語に及ぶ龐大なものであり、その内容のすべてを報告することはできないが、基本的な事項は、すべての民間及び公共部門の労働者は、1979年7月1日より、「傷害、老令、遺族のため的一般義務的年金」(assicurazione generale obbligatorio per l'invalidità la vecchiaia ed i superstiti)に付保(iscritti)されるようになることである。

医療保険制度の場合には、これまで、年金制度の場合と同様に、職業カテゴリーによってさまざまの制度が分立していたが、これが、1979年1月1日より全国一本の「全国医療機構」(Servizio Nazionale di Sanità)

に統一化されることとなった。ちょうど、それと同じ考え方が、年金制度にも導入されたものと推量される。

そのほか、法案においては、年金水準としては、従来の制度下の既得権を保護しつつ、最近3か年の受給額の月額平均を超えないこと、或は財政の面には、独立採算(autosuficiente)、かつ資金面でも自給すること(autofinanziamente)であることを定める。老年年金の受給開始は60才とし、これ

1)
表4 INPSの収支の状況と推計

| | 総 収 入 | 総 支 出 | 収 支 |
|--------------------|----------|----------|-----------|
| 1965 | 3,361.0 | 3,100.7 | + 260.3 |
| 1970 | 5,380.3 | 5,049.9 | + 330.4 |
| 1971 | 7,036.8 | 6,696.2 | + 340.6 |
| 1972 | 7,504.5 | 7,708.6 | △ 204.1 |
| 1973 | 8,649.1 | 8,467.7 | + 181.4 |
| 1974 | 10,875.5 | 11,202.6 | △ 327.1 |
| 1975 | 13,734.5 | 14,779.1 | △ 1,044.6 |
| 1976 | 17,171.7 | 17,833.0 | △ 661.3 |
| 1977 | 20,089.8 | 20,847.7 | △ 757.9 |
| 1978 ²⁾ | 22,604.1 | 25,420.5 | △ 2,816.4 |
| 1979 ²⁾ | 24,888.0 | 28,997.0 | △ 4,117.0 |
| 1980 ²⁾ | 27,135.0 | 32,233.0 | △ 5,098.0 |

(資料) 前出の Fabio Magrino e Mario Moiraghi.

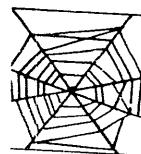
注1) 原文のタイトルは、INPSの破産(bancarotta)と表現している。

2) 推計値

までいろいろな形で存在し、悪弊とされている年金の併給（cumulo di pensione）の制限をしている。

このような年金制度の改革（riforma di pensione）は、イタリアの年金制度の歴史の上においては、画期的なことである。ただし、前述の通り、医療保険の制度改革問題が国会において2年以上にわたり論議された経験もあり、年金制度の改革についても、どのような過程を経るか、注目したいところだ。

（参考資料）拙稿 イタリアの年金制度（「社会保険・実務と法令」誌1978年10月号及び12月号），表2，表3，表4に掲示の資料。Il Sole 24 ORE紙（22, ottobre, 1978）。



社会保障こぼれ話

最近の失業

最近の失業では、失業率は依然としてやや高い水準を維持している。たとえば、失業率が7%を上まわるのは、カナダ、フィンランド、イタリア、スペインなどである。反対に、失業率が3%を下まわるのは、オーストリア、ノルウェー、スウェーデンなどで、日本もこのグループに属する。

失業率を男女別でみれば、一般に、女子の失業率は男子を上まわっており、イタリアなどは、女子の失業率は男子の2倍以上で、全体の失業率が約2%にすぎないノルウェーでも、男子の1.7%に対して、女子は3.2%（1978年第3・四半期）で、後者の失業率は高い。

失業者を年齢別にみれば、失業者が多い年齢層は、一般に25～54歳のグループで、15～19歳のグループがこれに続いており、中には、両者の立場が逆になっている少数の例も見うけられる。また、55歳以上の失業者は他の年齢グループに比較すれば、少なくなる例をよく見うける。それはともかく、多くの国で、25～54歳グループの失業が多いのは、カバーされた年齢の幅が他の年齢グループよりかなり広いので当然な形といえる。

ところで、日本の状況を他の各国と比較しながらながらみると、日本の失業率は約2%で比較的に低い方に属するが、男女別の失業率は、フィンランドやイギリスなどのように、女子の失業率が男子より低い方に属している。年齢別の失業者は25～54歳のグループが圧倒的に多く、このグループが失業者に占める比率は男子が59%，女子が67%になっている。この年齢グループのこのような比率は、きわめて高い例に属する。また、55歳以上の失業者が多く、とくに、男子の場合に、このグループの失業者が多いのは余り例を見ない。

（OECD, Labour force statistics - Quarterly).

（平石長久 社会保障研究所）